

知らない間にあなたは

離婚

されているかもしれません!

日本の離婚制度はあなたの国と違います

にほん りこんせいど

くに ちが

わからないことや困ったことがあれば、
弁護士や近くの相談機関に相談しましょう。

【くわしくはこちらへ】

<http://atoms9.wixsite.com/rikon-alert>

作成: リコン・アラート(協議離婚問題研究会)

代表事務所: 公益財団法人とよなか国際交流協会

〒560-0026 大阪府豊中市玉井町1-1-1-601

Tel 06-6843-4343 Fax 06-6843-4375

<http://www.a-atoms.info>



日本では、一人で
離婚届を役所に出しても、
離婚ができます。



離婚届で子どもの親権者を
決めることができます。
子どもの親権者は父母
どちらか一人だけです。
相手が親権者で、子どもと
一緒に住んでいると、親権者を
あなたに変えることは
難しくなります。



離婚届のサインが
二セモノでも、
役所は受けつけます。



知らない間に離婚されない
ようにするために、
役所に「離婚不受理申出書」を
出してください。



りこんとどけ
この離婚届を
いっぽう やくしょ だ
一方が役所に出すだけで
りこん
離婚ができます！

離婚届

平成 年 月 日届出
長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1)	(よ み か た) 氏 名	夫 氏 名	妻 氏 名
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所	番地 番 号	番地 番 号
	(住民登録を しているところ)	世帯主 の氏名	世帯主 の氏名
(2)	本 籍	番地 番 号	番地 番 号
	(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者 の氏名	筆頭者 の氏名
	父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 続 き 柄 男	妻の父 続 き 柄 女
(3)	離婚の種別	☐ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決
(4)	婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 妻 ☐ 新しい戸籍をつくる	年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子
(6)	同居の期間	年 月 から 年 月 まで	
(7)	別居する前の住	(同居を始めたとき)	(別居したとき)
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を営んでいる世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業(「店」を営んでいる) ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者を含む) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事を営んでいる世帯 ☐ 6. 仕事を営んでいる者がいない世帯	
(9)	夫妻の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業	妻の職業
(10)	その他		
	届 出 人	夫 印	妻 印
	署 名 押 印		
	事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
●●市内の区役所に届け出る場合、届書は1通でけっこうです。(その他のところに届け出る場合は、直接、提出先にお確かめください。)
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書も必要です。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	印	印
署 名	年 月 日	年 月 日
押 印	年 月 日	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番 号	番地 番 号

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
(面会交流)
☐取決めをしている。
☐まだ決めていない。
(養育費の分担)
☐取決めをしている。
☐まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印を御持参ください。

日中連絡のとれるところ
電話 ()
自宅 勤務先 呼出 (方)

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
なお、離婚届と同時にこれらの届けを出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯を書いてください。
就業時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出ねがいます。

しんけんしゃ
親権者を
き
決める

さいん
サインと
いん
印かん